

指定介護老人福祉施設運営規程

（施設の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム共生の家（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（施設の運営の方針）

第2条 施設の運営に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 3 施設の運営に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 特別養護老人ホーム共生の家
- （2）所在地 埼玉県蓮田市大字閨戸 87 番 5

（施設の職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）医師 1人
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- （3）生活相談員 1人以上
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- （4）看護職員 3人以上
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- （5）介護職員 31人以上
介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- （6）栄養士 1人以上
栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- （7）機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- （8）事務職員 1人以上
事務職員は、必要な事務を行う。
- （9）介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（指定介護老人福祉施設の入所定員）

第5条 施設の入所定員は次のとおりとする。

- （1）入所定員 100人

(2) ユニット数及びユニットごとの入所定員

- ・ ユニット数 9ユニット
- ・ ユニットごとの入所定員 1階12人 2階・3階11人

(施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- (2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧にを行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。
また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 入所者の心身の状況に応じて計画的な栄養管理を実施する。
 - ケ 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第7条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額と食事の標準負担の額とする。

- 2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費 1日2,550円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。

(2) 食費 1日1,780円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。

(3) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 理美容代 実費

(5) その他の日常生活上の便宜に係る費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第9条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- （1）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- （2）火気の取扱いに注意すること。
- （3）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （4）その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第10条 指定介護老人福祉施設サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ定められた配置医師又は協力病院による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

（苦情処理）

第11条 指定介護老人福祉施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（非常災害対策）

第12条 施設は、消防法等の規程に基づき消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業者は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は社会福祉法人共生会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続きについては、身体的拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第 6 条 クの追加、第 8 条 居住費・食費の金額追加・食費の変更、第 13 条虐待防止に関する事項の追加、第 15 条 5 項の追加)